

平成29年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年12月8日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第12回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は35名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛 (欠席)
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭 (欠席)
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2 号 農地改良届出について
- ・ 報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- ・ 報告第 4 号 空き家に付属した農地指定の取消願いについて
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 7 号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、21番伊藤委員、24番原田委員より欠席の届出がありました。
ただ今の出席委員は35名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会
議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に23番櫻木委員、25番石井
委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。朗読をもって説明。6頁まで計35件ございます。以上、報
告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、
質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事
務局。
- 事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろし
くお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。13番
矢野委員。
- 13番 (矢野委員) 番号1番について説明します。理由は、湿田で水はけが悪く作物が出来ないので、
地上げして水はけを良くし、畑として利用するものであります。別に問題はないと思い
ます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務局の説
明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件でございます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の報告を求めます。19番
橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 説明します。耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫178.62㎡を建築す
るものです。用途地域は農用地区域外、農地区分は第1種農地です。以上、報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、異議なし。
- 議 長 なければ、次に、報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 耕作の利便性を高めるため、ビニールハウス倉庫1棟とコンテナ休憩所兼事務
所を設置するもので面積は102.1㎡です。用途区分は農用地区域内、農用地区域内農地
です。以上報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、異議なし。

議 長 なければ、次に、報告番号3番について、担当委員の報告を求めます。20番羽野委員。

20番 (羽野委員) 牧草を栽培しているが牧草のロール置き場が必要なため、露天飼料置き場を整備するもので面積は199.5㎡です。農用地区域内、農用地区域内農地です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。

議 長 次に、報告第4号「空き家に付属した農地指定の取消願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 9頁をお願いします。空き家に付属した農地として売却する予定であったが、転用の相談があったため計画を中止して、農地としての利用ではなく資材置場として転用するための取り下げとなっております。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。

議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。

担当者 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当者の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

議 長 次に、13頁、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (寺岡) 13頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要です。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は、36番才田委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

36番 (才田委員) 28番宮本委員にお願いしたいと思います。

議 長 28番宮本委員よろしいですか。

28番 (宮本委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に28番宮本委員、36番才田委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要です。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の25番石井委員、どなたか推薦をお願いします。

25番 (石井委員) 13番矢野委員にお願いしたいと思います。

議 長 13番矢野委員よろしいですか。

13番 (矢野委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。
よろしくをお願いします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、あっせん委員を選任する
必要がありますが、担当委員の25番石井委員、どなたか推薦をお願いします。

25番 (石井委員) 13番矢野委員にお願いしたいと思います。

議 長 13番矢野委員よろしいですか。

13番 (矢野委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。
よろしくをお願いします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号4番について、あっせん委員を選任する
必要がありますが、担当委員の11番徳永委員どなたか推薦をお願いします。

11番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

16番 (鶴川委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。
よろしくをお願いします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号5番について、あっせん委員を選任する
必要がありますが、担当委員の11番徳永委員どなたか推薦をお願いします。

11番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

16番 (鶴川委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。
よろしくをお願いします。
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくをお願いします。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号6番について、あっせん委員を選任する
必要がありますが、担当委員の11番徳永委員どなたか推薦をお願いします。

11番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

16番 (鶴川委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号6番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。
よろしくをお願いします。
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま

す。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号7番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の11番徳永委員どなたか推薦をお願いします。

11番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

16番 (鶴川委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。よろしく願います。

次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号8番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号8番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の14番古川委員、どなたか推薦をお願いします。

14番 (古川委員) 21番伊藤委員にお願いしたいと思います。

議 長 担当委員より、21番伊藤委員が推薦されました。

議 長 それでは、審議番号8番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。よろしく願います。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (河辺) 15頁をお願いします。議案朗読をもって説明。17頁まで7件ございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。

22番 (田子森委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人の財産整理によるもので、譲受人は名義人の回復登記によるものです。問題ないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。

22番 (田子森委員) 審議番号2番について説明します。譲渡し人の財産整理によるもので、申請地は譲受人の所有農地の隣接地となっています。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号3番について説明します。申請地は譲受人の所有地の隣接地となっており規模拡大によるものです。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番です、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号4番について説明します。申請地については幹旋依頼のあった農地ですが除外地ですので、今回の3条申請となっております。所有者の経営縮小に伴うもので、幹旋によるものです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番ですが、6番櫻木委員が関係いたしますので審議が終わるまで櫻木委員には、退室をお願いいたします。(6番委員、退室後。) それでは、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号5番について説明します。内容については、所有者の経営縮小に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。審議が終わりましたので、6番櫻木委員の入室をお願いします。(6番委員 入室後。)

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます14番古川委員。

14番 (古川委員) 審議番号6番の説明をいたします。譲渡し人はそれぞれ、今回7月5日の九州北部豪雨により被災を受けられた方で所有者の経営縮小に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので、今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます14番古川委員。

14番 (古川委員) 審議番号7番の説明をいたします。譲渡し人は県外に住んであり空き家バンク制度にて家を処分されることに併せて農地も処分されるもので、空き家に付属した農地です。譲受人は取得された農地で野菜を作付けされるそうで、集落の地域活動にも率先して参加されるということです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番を許可といたします。
ここで、14時25分まで休憩いたします。

〈 休憩 14:10～14:25 〉

- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。ここで、審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
- 事務局 (松尾) 議案第4号から第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)
- 議 長 (ビデオ説明終了後。) それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。3件でございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。
- 27番 (穴見委員) 審議番号1番について補足説明します。再生可能エネルギー法による事業参入のための太陽光発電設備用地です。農用地区域外、第2種農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
- 8番 (窪山委員) 審議番号2番について説明いたします。土地が低く水はけが悪いため地上げを行い、畑として利用するための一時転用です。盛土が80cm、地上げ後の作付予定は、麦・大豆となっています。都市計画用途地域内、第3種農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。
- 10番 (釜堀委員) 審議番号3番について説明いたします。借用の相談があったので資材置場を整備して貸し、賃料収入を得るため貸露天資材置場とするものです。雨水は既設の水路へ流すそうです。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、19頁をお願いします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。10件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。

次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番

(高着委員) 審議番号1番について説明します。申請目的は、自己用住宅です。現在、借家住まいのため、父の土地を借りて父の宅地と同じ高さまで上げて、自己用住宅を建築するものです。雨水は既設水路へ生活排水は公共下水にて処理します。都市計画用途地域内、第3種農地。用途地域が定められている農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議長
全委員

担当委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
全委員

異議がないようですので審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27穴見山委員。

27番

(穴見委員) 審議番号2番について説明します。事業拡大のため、朝倉市に新規に進出し、工場他を建設するものです。排水は合併浄化槽により処理します。農用地区域外、第1種農地。10ha以上の一団の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議長
全委員

担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
全委員

異議がないようですので審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的は、不動産経営による賃料収入を得るため、貸家住宅、7戸を建築するものです。生活排水は公共下水にて処理します。都市計画用途地域内、第3種農地。用途地域が定められている農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
全委員

異議がないようですので審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番

(窪山委員) 審議番号4番について説明します。転用の目的は、不動産経営による賃料収入を得るため、貸家住宅、7戸を建築するものです。雨水は既存水路へ生活排水は公共下水にて処理します。都市計画用途地域内、第3種農地。用途地域が定められている農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
全委員

異議がないようですので審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番

(松尾委員) 申請目的は、自己用住宅。理由は、現在、借家住まいのため、義父の土地を借りて、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽にて処理します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議長

担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
	次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
18番	(樋口委員) 審議番号6番について説明します。土地が低く水はけが悪いため地上げを行い、畑として利用するもので、一時転用です。作付け予定は植木となっています。農用地区域内、農用地区域内農地、農用地区域内にある農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。
11番	(徳永委員) 審議番号7番について説明します。申請地は報告第4号にありました空き家に付属した農地でしたが、買い手が見つからずに探していましたが今回、購入者が見つかった者です。転用目的は露天資材置場です。豪雨災害後、隣接する雑種地で重機リース業を始めたが、重機の置き場が不足しているため拡張するものです。農療用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当しますが、現地に重機をおいてありましたので指導を行い始末書の提出がなされてあります。以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
14番	(古川委員) 審議番号8番について説明します。申請者は、自宅が7/5豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理、雨水は既存施設へ処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
14番	(古川委員) 審議番号9番について説明します。現地は、ビデオでみていただいたとおりです。既存の資材置場が7/5の豪雨災害で流出したため、新たに資材置場を整備するものです。農用地区域外、第3種農地、高速道路の出入り口から300m以内の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。次に、審議番号10番について、担当

委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号10番について説明します。転用目的は自己用住宅、自宅が7/5豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。農用地区域外、第3種農地、市役所から300m以内の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
全委員 なし。

議長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。

議長 次に、22頁、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。

事務局 (寺岡) 22頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) ありません。

議長 16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次の、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。

2番 (松尾委員) ありません。

議長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
7番井上委員。

7番 (井上委員) ありません。

議長 10番釜堀委員。

10番 (釜堀委員) ありません。

議長 22番田子森委員。

22番 (田子森委員) ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

7番井上委員。

7番 (井上委員) ありません。

議 長 10番釜堀委員。

10番 (釜堀委員) ありません。

議 長 22番田子森委員。

22番 (田子森委員) ありません。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) ありません。

議 長 26番西川委員。

26番 (西川委員) ありません。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

14番古川委員。

14番 (古川委員) ありません。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

14番古川委員。

14番 (古川委員) ありません。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:40)